

平成 23 年 11 月 25 日

各 位

上場会社名	株式会社イトーヨーギョー
代表者	代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号	5287)
問合せ先責任者	取締役管理部長 霞 良 治
(TEL	06-4799-8850)

株式給付型 E S O P の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「株式給付型 E S O P」(以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本信託の受託者である株式会社りそな銀行からの委任に基づき、本信託における当社株式の取得についてもあわせてお知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 583,657 株のうち 250,000 株(39,000,000 円相当)を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(本信託の受託者である株式会社りそな銀行から再信託を受けた再信託受託者)へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

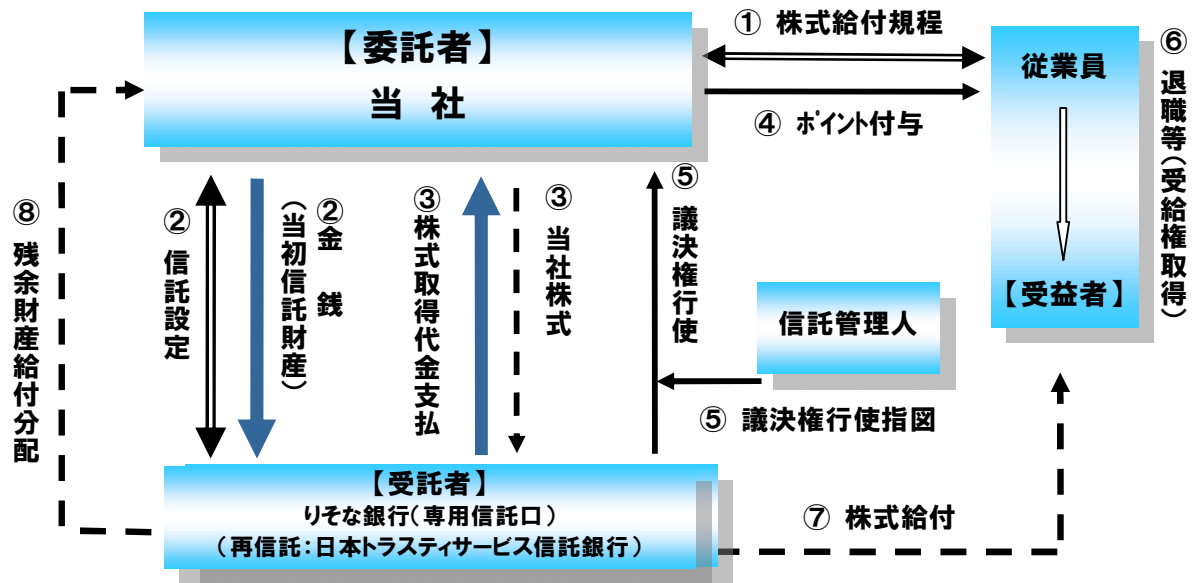
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、従業員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 受託者は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職等により当社株式の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑦ 受託者は、受益者に当社株式を給付します。
- ⑧ 本信託が終了し、受益者への当社株式の交付・信託費用の支払い等が行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

<本信託の内容>

- (1) 名称：株式給付型E S O P 信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者：受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 本信託契約の締結日：平成 23 年 12 月 16 日(予定)
- (6) 本制度に係る株式給付規程の施行期日：平成 24 年 1 月 1 日 (予定)
- (7) 取得株式：当社が現在保有する自己株式のうち 250,000 株 (予定)

以上